改正後	改正前
ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者 ［八～ト　略］ ［二・三　略］ ［3・4　略］	ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者 ［八～ト　同上］ ［二・三　同上］ ［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正）

第十四条　運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許取得者等検査員） **第二条**　法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。 一　［略］ 二　前条第二号に掲げる方法　次のいずれにも該当する者 イ　［略］ ロ　次のいずれにも該当しない者 (1)　［略］ (2)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者	（運転免許取得者等検査員） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（警察表彰規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則による改正後の警察表彰規則第十条の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条及び次条第一項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。